

がく こう せい かつ 学 校 生 活 の き ま り や マ ナ ー

こうとうぶ (高等部)

あおもりけんりつあおもりろうがっこう
青森県立青森豊学校

1 とうこう げこう 登校・下校について

ア とうこうじかん
登校時間は8：20までです。

(ほんこう
本校は8：00から朝自習があります。)

イ げこうじかん かき
下校時間は下記のとおりです。

・ほうかごかつどう ぼあい (本 校) ぶかつどう せいとかいかつどう
放課後活動がある場合 (本 校) 部活動…17：00 生徒会活動…17：20

(ぶんぎょう) ぶかつどう せいとかいかつどう
(分教室) 部活動…16：45 生徒会活動…16：45

・ほうかごかつどう ぼあい (本 校) 15：35

(ぶんぎょう) 15：25

ウ つうがくせい でんしゃおよ づうがく さい じぜん がつきゅうたんにん もう で
通学生が電車及びバスで通学する際は、事前に学級担任に申し出てください。

エ オートバイでのつうがく きんし
通学は禁止します。

オ つね みぶんしょうめいしょ けいたい
常に「身分証明書」を携帯していきましょう。

カ なふだ こうない ちやくよう ぼうはんじょう こうがい はず
名札は、校内では着用しますが、防犯上、校外では外しましょう。

2 けっせき ちこく そうたい 欠席・遅刻・早退について

ア けっせき ちこく そうたい ほごしや がっこう れんらく
欠席や遅刻、早退をするときは、8：20までに保護者が学校に連絡をしてください。

イ びょうき やげが いっしゅうかんいじょうけっせき がつきゅうたんにん そうだん いし しんだんしょ
病気やけがで一週間以上欠席するときには、学級担任に相談してください。医師の診断書

が必要になることがあります。

ウ じこ さいがい かじ こうずい がつきゅうたんにん れんらく
事故や災害(火事、洪水など)にあったときは、すぐに学級担任に連絡をしてください。

3 学習がくしゅうについて

- ア 次の授業じゅぎょうの準備じゆんびをして、授業開始前じゅぎょうかいしまえまでに着席ちやくせきしていきましょう。
- イ 授業中じゅぎょうちゆうは、集中しゆうちゆうして勉強べんきょうしましょう。
- ウ 授業中じゅぎょうちゆうに体調たいちゆうが悪わるくなったときは、すぐに先生せんせいに申し出もうしましょう。
- エ テストで不正行為ふせいこうい（カンニング）をしてはいけません。

4 礼儀・マナーれいぎについて

- ア 自分じぶんから積極的せっきよくてきに挨拶あいさつをしましょう。
- イ 来校者らいこうしゃに会あったときは、お辞儀じぎをして元氣げんきに挨拶あいさつをしましょう。
- ウ 用事ようじがあつて職員室しよくいんしつに入にゆうしつ室するときは、「ノック」をしてからドアあを開がくぶけ、学部がくねんと学年、氏名しめいを話はなして「〇〇先生せんせいに用事ようじがあつて来きました。」と申し出もうてから入はいりましょう。
- エ いかなる理由りゆうがあつても、いじめや暴力行為ぼうりよくこういをしてはいけません。
- オ 廊下ろうかは右側みぎがわを歩あるきましょう。
- カ 教室きょうしつを退出たいしゆつするときは、照明しょうめいを消けしましょう。
- キ 日頃ひごろから自分じぶんのロッカーや机つくえの中なかを整理整頓せいりせいとんしましょう。
- ク 学校がっこうの物品ぶつびんはみんなの物ものです。大切たいせつに扱あつかいましょう。もし、破損はそんしてしまったときは、すぐに先生せんせいに申し出もうてください。
- ケ 消防設備しょうぼうせつびにいたずらをしてはいけません。
- コ 校内こうないでの飲食いんしょくは禁きん止しします。（交流會こうりゅうかいやお別れ會わか等かいとうを除のぞく）

5 持ち物について

- ア 自分の物には名前を書き、放置しないで、自分で管理しましょう。
- イ 補聴器や人工内耳はとても大切なものです。置き忘れたり乱暴に扱ったりしないように気をつけましょう。
- ウ 友達と金銭のやりとりをしてはいけません。また、友達と物の売買もしてはいけません。
- エ お金や物を紛失したり、拾得したりしたときは、すぐに先生に届け出してください。
- オ 授業に不要なもの（漫画本やゲーム等）や危険物（刃物等）を学校に持ってきてはいけません。

6 携帯電話等について

- ア 登下校の連絡に携帯電話を必要とする場合は、通学生に限り「携帯電話等校内使用許可願」を提出し、学校の許可を得てください。
- イ 校内での携帯電話の使用については、通学生が下校する際の連絡のみに使用することができます。ただし、使用時間は放課後、使用場所は生徒玄関のみとします。家族等に連絡する必要ができたときは、学級担任に相談してください。
- ウ 携帯電話等を利用した犯罪が増加しています。相手が誰か分からない電話番号やメール等は消去しましょう。
- エ 友達を中傷する内容をメールや、SNSへ投稿してはいけません。
- オ 友達の個人情報（学校名、名前、住所、連絡先等）を他の人に教えてはいけません。
- カ 携帯電話等のアプリや課金等については家庭で相談し、使いすぎないように注意しましょう。

7 校外での注意について

ア 外出するときは、家族に行き先と用件（どこに誰と何をしに行くのか、何時までに帰宅するのかな）を伝えましょう。夜に一人や家族以外の人との外出は控えましょう。

※困ったことがあった場合は、すぐに家族に相談しましょう。

イ 法律で禁止されていること（万引き、飲酒、喫煙等）は絶対にはしてはいけません。

8 身だしなみについて

ア 服装は学校指定の制服とします。なお、部活動があった場合はトレーニングウェアで帰宅しても構いません。

イ 髪の毛を染めたり、パーマをかけたりすることは禁止します。

ウ 清潔な髪型を心がけましょう。

エ 爪は、短く切りましょう。

オ 化粧、マニキュアは禁止しますが、リップクリーム（無色）、日焼け止めクリームの使用は認めます。

カ ネックレス、イヤリング、ピアス、指輪、ブレスレットなどの装身具は禁止します。

キ 清潔な身だしなみを心がけましょう。

※制服の下のカーディガン等が袖や上着の裾から必要以上に出ているとだらしく見えます。

※女子制服のネクタイは正しく着用しましょう。

ク 服装等の詳しいきまりについては、別紙の「服装等のきまり」を確認しましょう。

9 その他

・上記1～8のきまりに対しての指導無視や暴言を言って素直に従わない場合、また、学習を妨げる行為をした場合、男女間の風紀を乱した場合等については特別指導の対象となります。

※高等部生徒の場合、学校の内外を問わず、学校の秩序を乱し、学校の規律に反し、学校の名誉を著しく汚す行為のあった者は、「停学の処分基準」に準じます。

<行為例>

- ① 盗み・横領等
- ② 暴行・強要・脅迫・傷害
- ③ 男女間または不適切な交友関係により風紀を乱した場合
- ④ 酒類・煙草、危険薬物等を飲用・服用
- ⑤ 試験の際の不正行為
- ⑥ 故意による器物破損
- ⑦ IT機器等を用いて他者への暴言・誹謗中傷・拡散等

10 許可について

次のことについては、学校の許可を得ることになっています。必要に応じて学級担任に相談してください。（対象生徒以外は許可できません。）

許可内容	対象生徒	備考
自動車運転免許取得に関する許可願	高等部3年	11月上旬から※進路が優先です。
携帯電話等校内使用許可願	通学生	校内での携帯電話の使用については、通学生が下校する際の連絡のみに使用することができる。ただし、使用時間は放課後、使用場所は生徒玄関のみとする。
アルバイト許可願	高等部	学校生活に支障がない場合のみ。

【附記】

平成23年4月 一部改訂
 平成26年4月 一部改訂
 平成29年3月 一部改訂
 平成30年4月 一部改訂
 平成31年4月 一部改定
 令和2年3月 一部改訂
 令和3年3月 一部改訂
 令和4年3月 一部改訂
 令和4年9月 一部改訂
 令和6年1月 一部改訂
 令和7年4月 一部改訂
 令和8年4月 一部改訂

服装等のきまり (高等部)

<男子制服>



ふゆふく
冬服



なつふく
夏服

<女子制服>



ふゆふく
冬服



なつふく
夏服

※名札は左胸につける。

※猛暑時はベストを脱いでも良い。

※体育の授業では、学校指定のトレーニングウェアを着用する。(夏・冬同様)

(1) 髪の毛の長さなど

学生らしい清潔な髪型を心がけましょう。(奇抜な髪型はしないこと)

【男子】

- ・前髪は目にかからないくらいまでの長さ。
- ・襟足は学生服の襟にかからない程度の長さ。
- ・サイドは耳にかからない程度の長さ(刈上げは6mm以下にしないこと)。

【女子】

- ・前髪は目にかからないくらいの長さ、または目にかからないようにピンでとめます。
- ・髪を結ぶ基準の長さは肩より少し長いくらい(鎖骨の上)までなら結ばなくてもよいです。それ以上長くなったときは結みます。(しぼる)

(2) くつ下の長さとし

- ・長さは、ひざ下からくるぶしより上までの長さとし
- ・スニーカーソックス、ルーズソックスは認めません。
- ・白、黒、紺の無地とし

(3) スカートの長さ(女子のみ)

ひざの真ん中までの長さ。

(4) 制服内のTシャツについて

制服の下に着るTシャツの色は白・黒・紺・茶(ワンポイントまで)とし

(5) 防寒具について

コート、マフラー、手袋の着用を認め

(6) 履物について

【校内用】

運動に適しているものとし

【屋外用】

運動に適しているものとし

(7) その他

服装等のきまりについて、自分で判断できないときは、学級担任に相談し